

第6回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成18年9月21日（木）午後1時30分から午後3時55分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

石井精二，落合俊和，窪田正彦，田川安浩，中西賢一，原村憲司，本田貞勝，山口康子，
山中英子，山中恵子（五十音順，敬称略）

（庶務）

総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 新任委員の紹介

(4) 協議

協議テーマ「家事事件の現状と課題について（調停委員及び参与員の活用）」

ビデオ（標題「家事事件手続案内」）を上映した後，山口首席書記官が家事事件の現状と課題について，古賀総務課長が調停委員と参与員の具体的な選任等についてそれぞれ説明した後，意見交換が行われた。

（出された意見の要旨）

- 参与員制度は，いつごろから実施されたのか。
- ◎ 参与員に関する最高裁判所規則が昭和22年に制定されているので，少なくともそのころには参与員制度はあったと思われる。
- 参与員制度は，昔から現在と同じ程度に利用されていたのか。
- ◎ 手元に全国的なデータを持っていないので，過去にどの程度利用されていたのかは分からない。
- 司法制度改革審議会の中で，参与員を活用すべきであるといった意見が出されてから，参与員の利用件数が増えているのではないのか。
- それ以前から，参与員をもっと活用すべきだという意見はあり，各庁ごとに参与員をどのように活用するか，どのような事件に関与してもらうかという議論をしてきた。
- ◎ 家事審判事件は件数が多いので，すべての事件に参与員に関与してもらうのはほとんど不可能である。また，例えば成年後見事件においては，医師の意見が非常に重要な意味を持っているが，このような事件で参与員による社会一般の常識をどこまで反映させる必要があるかという問題もある。当裁判所においては，経理関係に詳しい参与員に成年後

見の後見監督事件に関与してもらうことを検討するなど、参与員の活用する場をどんどん広げていっているところである。

- 参与員になるためには、どのような資格が必要なのか。
- ◎ 参与員規則では、欠格事由は設けられているものの、一般的には「徳望良識のある者」という抽象的な要件しかない。なお、現在では、審判事件のほかに人事訴訟事件においても参与員に関与してもらっている。
- 実際には、専門的な知識がないと参与員はできないのではないか。
- 人事訴訟事件の場合、参与員に対しては専門的な知識を期待しているのではなく、一般常識で事件を見たときの意見を聴くことを目的にしている。例えば、この夫婦は離婚するしかないくらい夫婦関係が破綻していると見るかとか、慰謝料の場合であれば、金額的にどれくらいが相当と考えるかといった内容の意見を聴くことになる。
- ところで、家事調停委員及び参与員の男女比並びに任期について教えていただきたい。
- ◇ 長崎家庭裁判所における男女比については、家事調停委員が女性1に対して男性1.5、参与員が女性1に対して男性1.37である。また、調停委員の任期は2年で、本人の健康面等に問題がなく、かつ、任命時に70歳に達していなければ再任は可能である。参与員の任期は1年で、毎年予め参与員となるべき者として名簿に登載され、この名簿の中から、個々の事件において個別に選任される。参与員についても再任を妨げない。
- 資料を見ると、審判事件の新受件数は右肩上がりに増えているのに、参与員の関与件数は、平成14年をピークとして年々減少している。平成14年といえば、司法制度改革審議会の意見が一番熱を帯びていた時期で、参与員についてももっと活用を図るべきだという意見が出されていたころではないかと思う。そうすると、平成14年以降、参与員の関与件数が年々減少している背景には、何か事情があるのではないか。
- 参与員の場合、例えば氏の変更や名の変更の場合は、原則として参与員に関与してもらうというように、まず参与員が関与する事件の種類を決めていることが多い。正直に言って関与件数が減少している理由は分からないが、少なくとも参与員の関与について、裁判所の基本的姿勢は、あまり変わっていないと思う。
- 家事審判法第3条によると、審判事件については、特別の定めがある場合を除いては必ず参与員を立ち合わせることになっている。しかし、実際には、審判事件の既済件数に対して参与員の関与件数は少なく、条文と現実の差があまりにも大きい。また、調停事件よりも審判事件の方が既済件数が多いのに、調停委員よりも参与員の関与件数が少なく、調停委員と参与員の現在員も逆転している。これは裁判所において参与員を積極的に活用していこうという姿勢が足りないのか、あるいは参与員を求めてもなかなか供給がないからなのか、事情を説明していただきたい。
- 資料を御覧になれば分かる通り、家事審判事件のうち、「子の氏の変更」、「相続放棄」「保護者選任等」が全体のかなりの部分を占めているが、これらの事件においては、社会の一般常識を審判に反映させる場面がほとんどない。このように、全体の審判事件数に比べて、

参与員の関与を検討する余地のある事件の割合が少ないということも御理解いただきたい。家事審判法第3条にはただし書きがあり、家庭裁判所が相当と認めるときは家事審判官だけで審判を行うことができることになっていて、通常はこのただし書きを使うことが多い。

- ◎ ところで、調停委員について、専門的知識を持った方、例えば登記関係や戸籍関係に詳しい方を調停委員に選任するためにはどのような方策があるか御意見を伺いたい。特に遺産分割事件の場合などは、専門的な知識を持った方が調停委員になっていると評議する上でも話しやすく、非常に有り難い。
- 資料を見ると、家事調停委員の推薦依頼をした経済関係機関として、商工会議所が記載されているが、その際商工会には依頼しなかったのか。商工会議所と商工会は、地域によっては、都市部と地方に分かれて存在するので、一方にだけ推薦依頼をするというのはバランスがとれていない。長崎県の場合、以前は長崎市や佐世保市のような都市部には商工会議所があり、その周辺部に商工会が存在するという状況であったが、近年の市町村合併によって、長崎市内であっても商工会議所と商工会が併存している。もしも経済関係機関から人材を求めるといふのであれば、商工会議所だけに限定せずに、バランスよく商工会に対しても推薦依頼をする方がよいのではないか。
- 調停委員の資質に関する問題ではあるが、婦人相談所の方の講演を聴きに行くと、裁判所における二次被害のことが話題になることがある。例えば、家事相談で裁判所に駆け込んだけれども、調停委員の心ない言葉で傷ついて帰って来たという話を聞いたことがある。裁判所では、調停委員に対して、どのような研修を行っているのか教えていただきたい。
- 私は新任調停委員の研修会に携わらせてもらっているが、その中で、ジェンダーの視点から二次被害的な言葉についてかなり時間をかけて説明している。私の職場でも、電話による相談を行っているが、裁判所を利用したという方から、調停委員から「女のくせに」とか「あなたの態度が悪いから夫もそうなるのだ」といった差別的な言葉を受けたという話を何度か聞いたことがある。だからこそ、新任調停委員の方には、公平な立場で話を聞くようにと常々話をしているが、年に1、2回の研修では、なかなか資質の向上にまで至らないのかなと考えている。
- ◎ 特に男性の調停委員の場合、年齢的なものもあって、ついそのような言葉が口に出てくる可能性はある。その点を意識してもらうため、研修の際には、今の感覚と自分が生きてきた時の感覚は違うということを話し、十分注意するようにとっている。どのような状況でそのような話をしたのか分からないが、その時の感情でつい口に出てきたのかもしれない。
- 何も怒鳴り上げるような言葉や差別的な言葉ではなくても、人を傷つけることはある。私は、離婚調停の時に、調停委員から「あの人はいい人じゃない。何の文句があるの。」と言われ、傷ついたという話を聞いたことがある。いい人だと思っているのなら、離婚調停の申立てをするはずがないのであるから、このように優しくそうな言葉であっても、場合によっては人を傷つけることがあるということも研修の際に話しておかないと、本当の意味で調停委員の資質の問題になってくる。

- ◎ 同じことを言ったとしても、話し方一つで別の方に受け取られることがあるので、なかなか難しい問題である。調停委員の研修の際には、その点を取り入れていろいろと話をしてほしいと思うが、すべての場面を想定して研修を行うのは困難であるということは御理解いただきたい。
- 調停委員を一般公募するのは難しいのか。
- 一般公募をするのであれば、心理士等を選考委員に入れないと難しいのではないかと。
- ◎ 確かに短時間でその方の人柄まで見抜くのは難しい。ある程度長い目で見てきた方に推薦していただくとありがたい。信頼できる方から推薦していただく方がリスクは少ないのではないかと考える。
- ところで、現在のところ、参与員の人数は足りているのか、それとも不足しているのか。
- ◇ 現時点では足りている。参与員については、本庁では活用されているが、管内ではあまり活用されていないというのが実情である。
- 先程、参与員には後見監督事件にも関与してもらうことを検討しているという話があったが、このように、新たな試みで、今まで参与員に関与してもらっていなかった事件についても、これからは関与してもらおうということになれば、現在の名簿に登載されている参与員だけで、はたして足りるのか疑問のあるところである。参与員については、どのような事件にどのように関与してもらおうかという問題との兼ね合いもある。
- ◎ 後見監督事件の場合、成年後見事件の集団申立てをどのように処理していくかという問題ともリンクしている。これらの事件は、参与員に関与してもらうことが有用な分野の一つであることは間違いないが、参与員の関与を含めていろいろと選択肢があるので、どのようなスタンスでいくか検討中である。
- ◇ 本庁では、今年から後見監督事件において、参与員に後見人が提出した報告書を点検していただくことにした。そのため、銀行に推薦を依頼して、帳簿類の点検ができる参与員を新たに選任した。このように、今後も参与員の活用分野を広げようということになれば、その分野の専門の方を推薦していただくことになる。
- ◎ ところで、家裁委員会の協議テーマに関するアンケートを実施した際、石井委員から、「調停当事者の利便性の改善」ということで御意見をいただいているが、この点について具体的に御説明いただきたい。
- まず調停における待ち時間の問題である。例えば、調停が成立しても裁判官がその場に来ないと最終的な処理ができないが、裁判官が来るまでに15分、30分と待たされることがある。それを解消するためには裁判官を増やせばよいということになるが、裁判官を増やすためには財源が必要であるから、ここだけで議論しても仕方がない。そこで、次に待合室の改善が問題となる。つまり待たされる時間が苦痛にならないように待合室の改善ができないかということである。これも予算を伴う話なので、簡単にできるものではないことは認識しているが、この庁舎の待合室はあまりにも殺風景なので、なんとかならないかという気持ちがある。

- ◎ 裁判官としては、呼ばれたらすぐ行く態勢は整えているつもりであるが、他の事件処理や調停条項を検討するために多少待っていただくこともある。できる限り御要望に沿えるよう努力したい。
- また、現在の職権主義的な運用についても問題があるのではないかと考える。現在の運用では、仮に調停の相手方から相談を受けたとしても、実際に調停期日に出頭するまでは、事件の種類が分かっているだけで、申立ての内容や申立人が裁判所にどのような資料を提出しているかについてはまったく分からない。そのため、おそらくこういうことではないかと想定して、当日対応しなければならず、的確な対応ができない。もちろん事前に裁判所に向いて申立書や提出資料の閲覧・謄写をすればよいのだが、手間がかかるし時間もかかる。このような運用を行っているのにはそれなりの理由があることは承知しているが、最近の調停の在り方に関する理論等を見ていると、このような職権主義的な運用ではなく、当事者主義的な発想で運用すべきであるという考えが強まっているのではないかと思う。もちろん現在のやり方がまったく合理性がないとは思わないが、もう少し改善の余地はあるのではないか。
- ◎ 家事事件の場合、民事事件と異なり、相手方には知らせないでほしいという事項が多い。確かに、事件の早期解決のためには、石井委員の御意見のような運用の仕方も有用ではないかと考えるが、それがどこまでできるかということについては検討してみたい。争点整理が適切な事件とそうでない事件があるので、必要だと思う時には早めに争点整理をしたいと考えている。

(5) 次回のテーマ

- ◎ 今回のテーマを決める際に皆様からアンケートを出していただいたところ、本日取り上げた「家事事件の現状と課題について」の次に御希望が多かったのが、「少年事件の最近の動向について」であった。そこで、「少年事件の最近の動向について」を次回のテーマとすることについて意見を伺いたい。
- 家庭裁判所委員会は、家庭裁判所の諮問を受けて意見を出し、それを家庭裁判所の運営に反映させるというのが目的である。したがって、それにふさわしいテーマという観点から議論すべきである。そうすると、少年事件に関して、この委員会が何かの提言をすることができるのかという疑問がある。
- 逆に言うと、意見する材料を持たない分野ということになるのではないか。現在、少年事件は世間を大変賑わせているが、それに対して家庭裁判所がどのような扱いをしているのかという国民の関心は高いので、少年事件をテーマとして取り上げるのもよいのではないかと考える。私としては、是非取り上げていただきたい。
- ◎ それでは、とりあえず今回は、「少年事件の最近の動向について」を協議することにする。その他に取り上げたいテーマがあれば御連絡いただきたい。

(6) 次回の予定

ア 日程

平成19年2月15日（木）午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成18年9月21日現在

| | |
|------------------|---------|
| 長崎県弁護士会所属弁護士 | 石 井 精 二 |
| 長崎地方検察庁検事正 | 落 合 俊 和 |
| 長崎家庭裁判所長 | 窪 田 正 彦 |
| 長崎県精神科病院協会会長 | |
| 医療法人友愛会院長 | 田 川 安 浩 |
| 長崎市原爆被爆対策部理事兼 | |
| 長崎原爆資料館長 | 中 西 賢 一 |
| 長崎家庭裁判所裁判官 | 原 村 憲 司 |
| 長崎新聞社取締役論説委員長 | 本 田 貞 勝 |
| 長崎純心大学人文学部大学院教授 | 山 口 康 子 |
| 社団法人成年後見センター・ | |
| リーガルサポート長崎支部会員 | |
| 長崎県司法書士会所属司法書士 | 山 中 英 子 |
| 長崎県男女共同参画推進センター長 | 山 中 恵 子 |